

一、中途雇入れタル者ニ對シテモ前條ヲ適用スルコト
一、勤務賞與ハ一ヶ年勤務者ニ日給二十五日分ヲ給與シ以
上一ヶ月ヲ増ス毎二一日分加算スルコト
一、勤務賞與ノ起算ハ大正十三年一月元日ヨリ実施スル
コト

右ノ條項ハ大正十三年六月十五日ヨリ実施セラレソコ
トヲ望ム

大正十三年六月十九日

丸三醸造所職工一同

社長飯田左治兵衛殿

會社ノ回答

六月十九日附提出ニ係ル要示案ヲ撤回セラレ^ル記事項

ニ付御承認相成度候

一、賃金ハ九ノ通り支給ス

金壹圓五拾錢迄 本工員日給

金壹圓拾錢迄 臨時工員日給

但シ本工員臨時工員ノ任用日給額ハ工場長親方面名

ノ合議申出ニ依リ役員之ヲ裁決ス

一、通勤工員ニ對シテ月額金參圓ノ住宅料支給ス

一、年不賞與ハ一ヶ年ヲ通シ三百日以上勤務シタル工員ニ

ハ各自ノ日給二十五日分ヲ給與ス

但シ一ヶ年ノ作業日數皆勤シタル工員ニハ特別賞

與ヲ支給ス